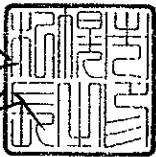


札幌市立幼保連携型認定こども園園則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年7月3日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第 35 号

札幌市立幼保連携型認定こども園園則の一部を改正する規則

札幌市立幼保連携型認定こども園園則（平成27年規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
別表	別表

改正前					改正後				
名称	利用定員				名称	利用定員			
	教育標準 認定子ども	保育認定子ども				教育標準 認定子ども	保育認定子ども		
		満3歳以上の者	満1歳以上満3歳に満たない者	満1歳に満たない者			満3歳以上の者	満1歳以上満3歳に満たない者	満1歳に満たない者
札幌市立認定こども園にいろいろ	55人	(略)			札幌市立認定こども園にいろいろ	45人	(略)		

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。